

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

記

- 1 監査委員の報告日
令和 5 年 3 月 24 日
- 2 通知のあった日
令和 5 年 5 月 31 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 阿武隈急行株式会社
 - イ 監査委員の報告の内容
期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容
同社が運行する阿武隈急行線の沿線人口が減少している中、新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者が激減するなどし、非常に厳しい経営環境におかれたことから債務超過となっている。
県では、同社に対し安全かつ安定的な運行を維持するために必要な支援を行いながら、宮城県側の利用促進を図るため沿線市町が実施する運賃・定期助成等の利用促進策に対する補助を行った。
また、同社の抜本的な経営改善を図り、赤字拡大を抑制するための方策を検討するため、阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会の分科会として設置された「阿武隈急行線在り方検討会」をとおして、沿線自治体と連携し、同社の増収策や輸送モードの合理化、経常経費の妥当性その他経営改善に資する取組について検討を行い適切に指導・助言することとしている。
 - (2) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院
 - イ 監査委員の報告の内容
期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容
宮城県立こども病院では、業務運営の改善や効率化を推進し、業務運営体制の強化を図るとともに、収支改善のため、収益の増加及び経費の節減に取り組んでいる。
近年では、集中治療室（ICU）の増床や診療単価の増額などにより利益を計上しており、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて繰越欠損金を約 6 億

8千5百万円縮減した。

県としては、宮城県立こども病院の中期目標として、業務運営の改善及び効率化に関する目標や財務内容に関する目標を示しており、宮城県立こども病院が策定した中期計画（経常収支比率毎年度100%以上）の達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう助言を行っていく。

(3) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

現金預金において、残高が一致しないものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

本件は、貸借対照表の現金預金及び財産目録の預金の計上額よりも、残高証明書等の金額が1円大きかったというものである。

この1円は、令和3年3月24日以降入出金を行っていなかった預金口座に令和3年8月14日に発生した利息であったが、令和3年度末に残高を確認しなかったため、令和4年7月14日の預金口座解約時に判明したものである。

上記解約により、現在、団体が保有している預金口座は1件のみとなったため、同様の事案は発生しない状況であることを確認した。また、今後は、団体が決算整理に使用している独自の明細表に、口座管理状況のチェック欄を設け、適切な管理を徹底するよう指導した。

(4) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

鉄道会社の経営改善については、これまで鉄道施設の上下分離（H23）や県からの借入金金利及び元本償還期間の見直し（H27）などの措置を講じるとともに、仙台国際空港株式会社、JR東日本等の関係機関による意見交換を通じて、鉄道利用者の利便性向上を図り、利用者の増加に繋げるなど、経営の安定化に向けた支援をこれまで行ってきたところ、平成30年度、令和元年度と2期連続の黒字を達成し、課題であった債務超過の解消も視野に入っていた。

しかしながら、令和元年度末から新型コロナウイルスが世界的にまん延したことに伴い、航空需要や観光需要が大幅に減少し、仙台空港の利用者が大きく減少する状況となり、順調に推移していた仙台空港アクセス線の乗降者数も一転して大幅に減少し、経営環境が極めて悪化した。

そのような中、県では、コロナ禍においても運行体制を維持し続けてきたことに対する経営支援や省エネルギー対策設備導入等の取組に要する経費の補助を行うこととし、令和4年度に3億円を仙台空港鉄道株式会社へ交付したところである。また、新型コロナウイルスの影響により経営が悪化している状況を踏まえ、県は、鉄道会社に対し1年前倒しで中期経営計画を見直すよう促し、令和5年2月に見直しが行われた。

鉄道利用者の約半数は空港旅客であり、空港旅客の増加が収益の改善に直結することから、県としては、仙台国際空港株式会社や地元自治体・経済界と連携し、時機を逸することなく、国際線の再開等、航空需要の回復に向けた施策を展開し、仙台空港の利用促進に取り組んでいく。また、見直された

中期経営計画を踏まえて、県の「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を改定するとともに、運賃改定に向けた取り組みや運輸外収入の増収等、中期経営計画の確実な実施が図られるよう指導・助言を行っていく。